

倉敷市 地域体制強化共同支援加算に係る取扱要領

1 趣旨

この要領は、地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能強化を図るため、平成30年度報酬改定で創設された、地域体制強化共同支援加算に係る倉敷市（以下「市」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 加算の概要等

対象サービス	加算の概要	単位
特定相談支援・障害児相談支援	【地域体制強化共同支援加算】 支援が困難な利用者に対して、当該事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算する。	2,000 単位/回(利用者 1 人につき月 1 回を 限度)

3 加算算定の手順

(1) 初回の場合

① 加算算定に向けた倉敷地域基幹相談支援センターとの協議

加算を算定しようとする事業所は、あらかじめ、倉敷地域基幹相談支援センターと協議し、加算算定の要件などを確認する。

② 支援調整会議の開催

事業所は、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上が関わる事案について、倉敷地域基幹相談支援センターの同席のもとで、支援調整会議を開催する。

③ 必要な支援の実施

事業所は、支援調整会議による情報共有及び支援内容の検討を踏まえ、支援対象者に対して、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を実施する。

④ 自立支援協議会への報告

事業所は、支援調整会議の内容等について、地域体制強化共同支援記録書により、倉敷地域自立支援協議会相談支援部会に報告を行う。

⑤ 市への届出

事業所は、市に対して、加算を算定するために必要な届出を行う。

具体的には、次の届出書類を、加算を算定しようとする月の前月15日までに、市に提出する。

- ・介護給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ・地域体制強化共同支援加算に関する届出書

・倉敷地域自立支援協議会相談支援部に報告した記録書の写し

※上記のほか、運営規程に拠点等の機能を担う事業所であることを規定する場合は、当該改正に係る変更届出書を提出すること。また、運営規程に拠点等の機能を担う事業所であることを規定しない場合は、「拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」を示す書類を提出すること。

⑥ 市からの通知

市は、提出された届出書を確認し、内容に不備等がない場合は、加算算定に係る体制届の受理通知を行う。

⑦ 加算の算定

事業所は、届出書が受理された後、加算を算定する。

(2) 2回目以降の場合

① 支援調整会議の開催

事業所は、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上が関わる事案について、支援調整会議を開催する。

② 必要な支援の実施

事業所は、支援調整会議による情報共有及び支援内容の検討を踏まえ、支援対象者に対して、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を実施する。

③ 自立支援協議会への報告

事業所は、支援調整会議の内容等について、地域体制強化共同支援記録書により、倉敷地域自立支援協議会相談支援部に報告を行う。

④ 加算の算定

事業所は、上記報告を行った後、加算を算定する。

4 その他

(1) 市が拠点等として位置付けた事業所については、拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を行う場である、倉敷地域生活支援拠点運営協議会（年3回程度開催）への出席等を求め、事業所としての意見又は説明を求めることがある。

(2) この要領に定めるもののほか、加算の算定に関して必要な事項は、市が倉敷地域基幹相談支援センターと協議の上定める。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和6年4月1日時点で、市から拠点等と位置付けられている事業所については、改正後の3(1)の規定にかかわらず、市において、当該事業所から地域体制強化共同支

援加算に関する届出書の提出を求めた上で、当該事業所が拠点等の趣旨を理解した上で、適切に加算を算定することが可能と認めた場合は、当該事業所に関して、加算の算定に必要な手順を経たものとみなす。